

令和7年(2025年)12月12日

(一社) 北海道農業建設協会会長 様

農政部農村振興局事業調整課長

水産林務部総務課長

建設部建設政策局建設管理課長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年年法律第127号）の改正
に伴う工事費内訳書記載内容に係る当面の取扱いについて

日頃より北海道における建設行政の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年12月12日に施行される「建設業法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が改正され、施行日以後に誘引が行われる入札においては、入札時に提出する工事費内訳書（以下「内訳書」という。）に、材料費等の必要経費を内訳として記載することが必要とされたところです。

道においては、システム改修により材料費等を含む新たな内訳書様式を提示できるよう準備を進めておりますが、様式改修に一定の期間を要することから、システム改修が完了するまでの間、従前どおり道が示す内訳書様式における項目が全て記載されている場合には、当該内訳書に係る入札を無効としないこととするので、各会員の皆様に対し周知していただきますようお願いいたします。

農政部農村振興局事業調整課主査（事業契約）
水産林務部総務課管理係
建設部建設政策局建設管理課工事管理係